

貝田速報 & 解説

2025.7.14

申告の最適化

目 錄

- 企業所得税 P1-5
- 增值税 P6
- 個人所得税 P7



DELIVER THE LATEST INFORMATION

最新な財税情報、政策
専門的な事例解説



貝田財務諮詢(上海)有限公司

KAIDA FINANCIAL CONSULTING (SHANGHAI) CO.,LTD.

住所: 上海市徐匯區宜山路 425 號光啟城 410 室

TEL: 86-21-6083-9925

メールアドレス: kaida_office@kaida.sh.cn

HP: <http://www.kaida.com.cn>

1 企業所得稅の申告の最適化

国家税务总局关于优化企业所得税预缴纳税申报有关事项的公告 2025年第1号

『中華人民共和国企業所得稅法』及び関連税収政策を貫徹、実行し、企業の税金処理負担をさらに軽減するため、税務総局は『国家税務総局企業所得稅年度納稅申告表の最適化に関する公告』を発表した。

2024年、「國務院の『大規模設備の更新と消費財の古いものと新しいものの交換を推進するための行動方案』の配布に関する通知」(国發〔2024〕7号)の要求を実行するため、財政部は税務署と共同で省エネ節水、環境保護と安全生産専用設備のデジタル化、スマート化改造企業所得稅優遇政策を打ち出した。上述の政策をしっかりと実行し、納稅者への反映が多い財務諸表様式の更新などの新状況を結びつけるため、税務総局は『中華人民共和国企業所得稅年度納稅申告表(A類、2017年版)』の一部のフォームを改訂し、サービス管理の質と効果をさらに向上させた。

今回の改訂は主に8つのフォームに関連し、その中で2つのフォームをキャンセルし、6つのフォームを改訂した。また、「企業所得稅年度納稅申告書記入フォーム」と残りの15枚の関連フォームのテーブル間関係に関する記入説明を同時に調整した。

The screenshot shows the official notice from the State Taxation Administration. The title is 'Announcement on Optimizing Enterprise Income Tax Annual Filing Declaration'. It details the revision of various tax forms, including the cancellation of two forms and the revision of six others. It also provides a timeline of related notices and their publication numbers.

目 (一)

- 取消
- 《免稅、減計收入及加計扣除优惠明细表》(A107010)
- 《减免所得税优惠明细表》(A107040)

目 (二)

- 表单样式及填报说明进行修订
- 《企业所得税年度纳税申报表填报表单》
- 中华人民共和国企业所得税年度纳税申报表(A类)(A100000)
- 《资产折旧、摊销及纳税调整明细表》(A105080)
- 《研发费用加计扣除优惠明细表》(A107012)
- 《税额抵免优惠明细表》(A107050)
- 《跨地区经营汇总纳税企业年度分摊企业所得税明细表》(A109000)
- 《企业所得税汇总纳税分支机构所得税分配表》(A109010)

目 (三)

- 填报说明进行修订
- 《一般企业收入明细表》(A101010)
- 《金融企业收入明细表》(A101020)
- 《一般企业成本支出明细表》(A102010)
- 《金融企业支出明细表》(A102020)
- 《事业单位、民间非营利组织收入、支出明细表》(A103000)
- 《期间费用明细表》(A104000)
- 《纳税调整项目明细表》(A105000)
- 《企业所得税弥补亏损明细表》(A106000)
- 《符合条件的居民企业之间的股息、红利等权益性投资收益优惠明细表》(A107011)
- 《所得减免优惠明细表》(A107020)
- 《抵扣应纳税所得额明细表》(A107030)
- 《高新技术企业优惠情况及明细表》(A107041)
- 《软件、集成电路企业优惠情况及明细表》(A107042)
- 《境外所得税收抵免明细表》(A108000)
- 《境外所得纳税调整后所得明细表》(A108010)

目 (四)

企业申报免稅收入等优惠事项时 根据《企业所得税申报事项目录》中的事项名称填报

目 (五)

企业发生股权(股票)处置业务的按稅收規定属于企业重组的 在《企业重组及递延纳税事项纳税调整明细表》(A105100)中填报重组情况;

按稅收規定确认为损失的 在《资产损失税前扣除及纳税调整明细表》(A105090)填报损失情况

目 (六)

本公告适用于2024年度 及以后年度企业所得税汇算清缴申报以下表单和填报说明同时废止

- 01 《国家税务总局关于发布〈中华人民共和国企业所得税年度纳税申报表(A类, 2017年版)〉的公告》(2017年第54号)
- 02 《国家税务总局关于修订企业所得税年度纳税申报表有关问题的公告》(2019年第41号)
- 03 《国家税务总局关于修订企业所得税年度纳税申报表的公告》(2020年第24号)
- 04 《国家税务总局关于企业所得税年度汇算清缴有关事项的公告》(2021年第34号)
- 05 《国家税务总局关于企业所得税年度纳税申报有关事项的公告》(2022年第27号)



企业所得税に関する分岐機関の所得税を集計配分表

企业所得税汇总纳税分支机构所得税分配表

ポイント説明

结合汇总纳税企业申报情况，优化总分机构分摊税款计算方法，并对《跨地区经营汇总纳税企业年度分摊企业所得明细表》（A109000）及《企业所得税汇总纳税分支机构所得税分配表》（A109010）的表样和填报说明进行调整。按照调整后的规则，企业先对全年应纳税款进行分摊，再由总、分机构分别抵减其已分摊预缴税款，并计算本年应补退税金额。

【案例】甲公司是2023年在北京市注册成立的企业，不属于小型微利企业。甲公司分别在山东省、天津市、河北省设立了分支机构A、B、C。2024年，甲企业全年预缴了250万元，其中，总机构预缴了125万元，A、B和C按照50%、30%、20%的分摊比例，分别预缴了62.5万元、37.5万元、25万元。甲公司2024年度汇缴应纳税额300万元，并发现分支机构A、B三因素填写错误，A的分配比例是30%，B的分配比例是50%。

1.原計算方法

第一步，整体计算企业本年应补(退)税额。

甲企业应补(退)税额： $300 - 250 = 50$ 万元

第二步，根据分摊比例分别计算总分机构应补退税额。

总机构应补(退)税额： $50 \times 50\% = 25$ 万元

分支机构A应补(退)税额： $50 \times 50\% \times 30\% = 7.5$ 万元

分支机构B应补(退)税额： $50 \times 50\% \times 50\% = 12.5$ 万元

分支机构C应补(退)税额： $50 \times 50\% \times 20\% = 5$ 万元

2.新計算方法

第一步，根据分摊比例计算总分机构全年实际应纳所得税额。

甲企业：300万元

总机构： $300 \times 50\% = 150$ 万元

分支机构A： $300 \times 50\% \times 30\% = 45$ 万元

分支机构B： $300 \times 50\% \times 50\% = 75$ 万元

分支机构C： $300 \times 50\% \times 20\% = 30$ 万元

第二步，计算总分机构分摊应补(退)所得税额。

总机构应补(退)税额： $150 - 125 = 25$ 万元

分支机构A应补(退)税额： $45 - 62.5 = -17.5$ 万元

分支机构B应补(退)税额： $75 - 37.5 = 37.5$ 万元

分支机构C应补(退)税额： $30 - 25 = 5$ 万元

分支机构名称	分支机构分摊比例		应补(退)所得税额	
	预缴	汇缴	原计算方法	新计算方法
分支机构A	50%	30%	7.5万元	- 17.5万元
分支机构B	30%	50%	12.5万元	37.5万元
分支机构C	20%	20%	5万元	5万元
合计	100%	100%	25万元	25万元

まとめ納税企業の申告状況と結びつけて、総分機構の税金分担計算方法を最適化し、「地域を跨ぐ経営まとめ納税企業年度分配企業所得税明細表」（A 109000）及び「企業所得税まとめ納税分機構所得税分配表」（A 109010）のフォームと記入説明を調整する。調整後の規則に基づき、企業はまず年間課税額を分配し、総、分機構がそれぞれその分担した予定納税額と相殺し、そして当年度の税金の追納/還付を計算する。

例：甲社は2023年に北京市で登録設立した企業で、小型薄利企業ではない。甲社は山東省、天津市、河北省に支店A、B、Cを設立した。2024年、甲企業は年間250万元を予定納税し、そのうち、総機構は125万元を納税し、A、BとCは50%、30%、20%の分担割合に基づいて、それぞれ62.5万元、37.5万元、25万元を予定納税した。甲会社は2024年度確定申告に納税額300万元となり、支店A、Bの記入ミスを発見し、Aの分配比率は30%、Bの分配比率は50%であった。

元の計算方法

step① 年度の課税額（追納/還付）を計算する
甲社は追納 = $300 - 250 = 50$ 万元

step② 分配率で総分機構の税金額（追納/還付）を計算する
総機構（総公司） 追納 $50 * 50\% = 25$ 万元
分機構（A分公司） 追納 $50 * 50\% * 30\% = 7.5$ 万元
分機構（B分公司） 追納 $50 * 50\% * 50\% = 12.5$ 万元
分機構（C分公司） 追納 $50 * 50\% * 20\% = 5$ 万元

新しい計算方法

step① 分配率で総機構の年度実際課税所得額を計算する
甲社：300万元
総機構（総公司） : $300 * 50\% = 150$ 万元
分機構（A分公司） : $300 * 50\% * 30\% = 45$ 万元
分機構（B分公司） : $300 * 50\% * 50\% = 75$ 万元
分機構（C分公司） : $300 * 50\% * 20\% = 30$ 万元
総機構の税金（追納/還付）を計算する
総機構（総公司） 追納 $150 - 125 = 25$ 万元
分機構（A分公司） 還付 $45 - 62.5 = \Delta 17.5$ 万元
分機構（B分公司） 追納 $75 - 37.5 = 37.5$ 万元
分機構（C分公司） 追納 $30 - 25 = 5$ 万元

※ 確定申告時にまずステップ①を計算し、その実際の課税所得額と総分機構の予定納税額と追納/還付を再度計算する。

分機構	分機構の分配率		税金の追納/還付	
	予定納税時	確定申告時	旧計算方法	新計算方法
A 分公司	50%	30%	7.5 万元	$\Delta 17.5$ 万元
B 分公司	30%	50%	12.5 万元	37.5 万元
C 分公司	20%	20%	5 万元	5 万元
合計	100%	100%	25 万元	25 万元

※まとめ納税企業には税金の計算が不正確がない場合、旧計算方法にても、新計算方法にても、結果は同じである。しかし、納税企業は予定納税段階で分配率を正確に計算していない場合、新計算方法は全量配分方式を通じて、年間配分税金を再計算し、追納/還付する。

1 企業所得税の申告の最適化

为贯彻落实《中华人民共和国企业所得税法》及有关税收政策，税务总局对企业所得税预缴纳税申报表进行了修订，现将《中华人民共和国企业所得税月(季)度预缴纳税申报表(A类)》(附件1)予以发布，并就有关事项公告如下：

一、企业适用节能节水、环境保护、安全生产专用设备抵免所得税政策的，可结合自身情况自主选择在预缴申报时享受抵免所得税政策，也可在年度汇算清缴申报时享受抵免所得税政策。

二、《中华人民共和国企业所得税月(季)度预缴纳税申报表(A类)》适用于实行查账征收企业所得税的居民企业月度、季度预缴申报时填报。

三、执行《跨地区经营汇总纳税企业所得税征收管理办法》(国家税务总局公告2012年第57号发布，2018年第31号修改)的跨地区经营汇总纳税企业的分支机构，使用《中华人民共和国企业所得税月(季)度预缴纳税申报表(A类)》进行月度、季度预缴申报和年度汇算清缴申报。

四、省(自治区、直辖市和计划单列市)税务机关对仅在本省(自治区、直辖市和计划单列市)内设立不具有法人资格分支机构的企业，参照《跨地区经营汇总纳税企业所得税征收管理办法》征收管理的，企业的分支机构按照本公告第三条规定进行月度、季度预缴申报和年度汇算清缴申报。

五、企业申报各类优惠事项及特定事项时，根据《企业所得税申报事项目录》中的事项名称填报。《企业所得税申报事项目录》在国家税务总局网站“纳税服务”栏目另行发布，并根据政策调整情况适时更新。

六、生产销售企业出口货物，应就其出口货物取得的收入依法计算并申报缴纳企业所得税。其中，企业通过自营方式出口货物的，应申报其出口本企业生产销售货物对应的收入；企业通过委托方式出口货物的，应申报其委托出口本企业货物对应的收入。

七、以代理，包括以市场采购贸易、外贸综合服务等方式代理出口货物的企业，在预缴申报时应同步报送实际委托出口方基础信息和出口金额情况(附件2)。企业未准确报送实际委托出口方基础信息和出口金额的，应作为自营方式，由该企业承担相应出口金额应申报缴纳的企业所得税。实际委托出口方是指出口货物的实际生产销售单位。

八、**本公告自2025年10月1日起施行**。《国家税务总局关于发布〈中华人民共和国企业所得税月(季)度预缴纳税申报表(A类)〉的公告》(2021年第3号)、《国家税务总局关于发布修订后的〈企业所得税优惠政策事项办理办法〉的公告》(2018年第23号)附件《企业所得税优惠事项管理目录(2017年版)》第66项“购置用于环境保护、节能节水、安全生产等专用设备的投资额按一定比例实行税额抵免”享受优惠时间关于“汇缴享受”的规定同时废止。

国家税务总局关于优化企业所得税预缴纳税申报有关事项的公告 2025年第17号

主な内容

(一) 専用設備の控除免除政策の実行口径を明確にする

「国家稅務總局の改正後の「企業所得稅優遇政策事項處理方法」の公告」(2018年第23号)によると、専用設備の控除免除政策は確定申告の段階で享受しなければならない。「財政部稅務總局の省エネ節水、環境保護、安全生産専用設備のデジタル化・スマート化改造に関する企業所得稅政策の公告」(2024年第9号)をしっかりと実行し、納稅者が専用設備の免除政策を享受するのを便利にし、政策補助を十分に釈放するため、「公告」は明確にし、納稅者は予備申告の段階で自分の経営状況に基づいて専用設備の免除政策を自主的に選択享受することができる。予備申告段階で専用設備の控除免除政策を受けないことを選択した場合、確定申告にて優遇を受けることもできる。

(二) 輸出企業の申告要求を明確にする

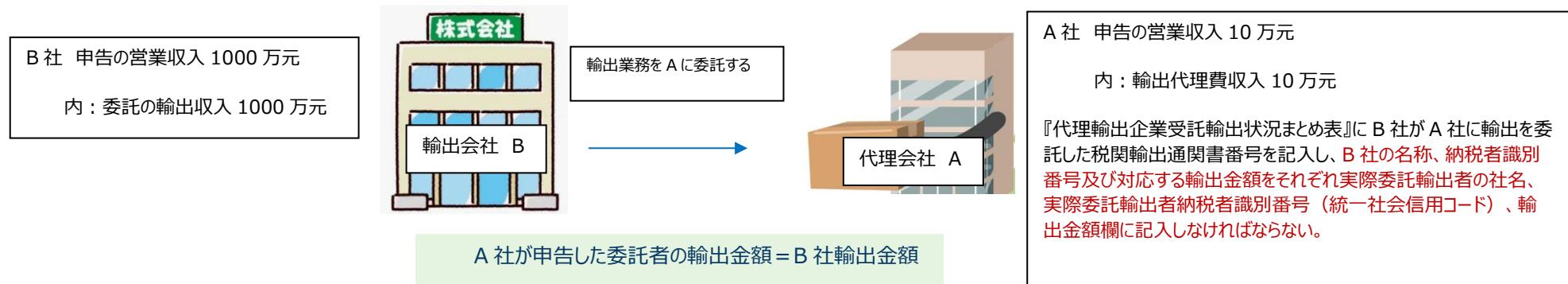
輸出企業の予備申告管理をさらに規範化し、予備申告のコンプライアンスを向上させるため、『公告』は輸出企業の予備申告への要求をさらに明確にした。

1、輸出企業の納稅申告義務を再強調した。**生産販売企業の輸出**は、その輸出収入について計算し、申告して企業所得稅を納付しなければならない。**自営方式で輸出する**場合は、その輸出企業が生産または販売した貨物に対応する収入を営業収入に組み入れて申告しなければならない。**委託方式により輸出される場合**は、委託輸出された自社商品に対応する収入を営業収入に組み入れて申告しなければならない。営業収入の申告に組み入れるほか、輸出企業は上記2種類の輸出収入の具体的な状況をさらに申告しなければならない。

2、輸出代行業務に従事する企業は、その輸出代行料収入を営業収入に組み入れて申告し、具体的な状況を申告しなければならない。同時に、代理輸出業務の企業所得稅管理を規範化し、代理または市場購買貿易、対外貿易総合サービスなどの方式を通じて輸出する企業、予備申告時に『代理輸出企業受託輸出状況まとめ表』を添付し、その輸出貨物を委託する委託先の基礎情報と輸出金額状況を提供する必要がある。輸出商品が複数の段階に及ぶ場合は、実際に輸出先に委託した基礎情報と輸出金額などの状況を記入しなければならない。実際に輸出先に委託するとは、輸出商品の実際の生産販売企業であり、原則として国内主体でなければならない。上述の企業が通関会社、貨物代理会社などの非実際の委託輸出先または非国内主体を記入した場合、自営方式として、該当企業が相応の輸出金額を申告し、企業所得稅を負担しなければならない。(下記の例をご参考ください。)

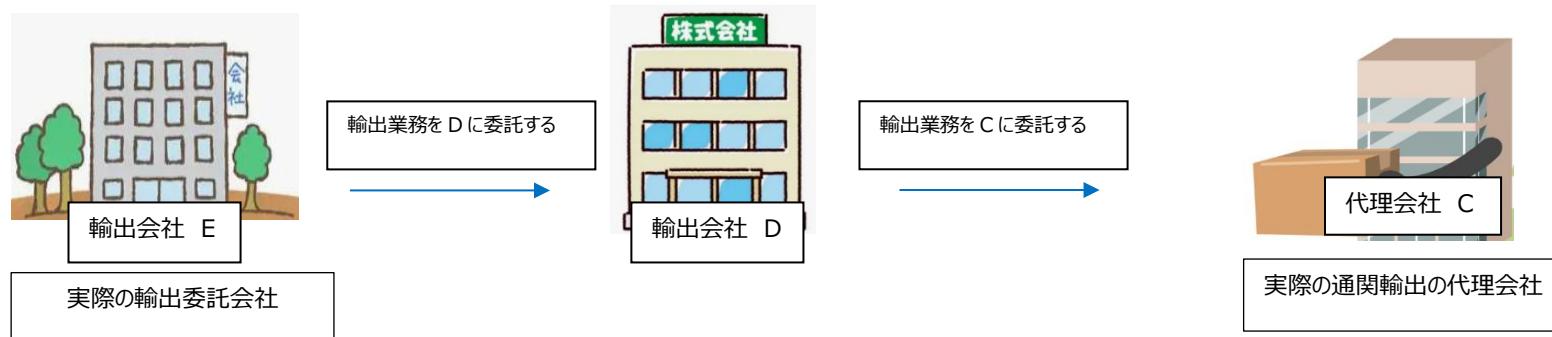
例：A社は輸出代行業務に従事し、B社から委託を受けて生産した商品を輸出する。数枚の税関輸出通関書で、合計1000万元の金額で、代理費10万元となる。

申告は以下の通りとなる。



例：C社は輸出代行業務に従事し、D社から委託を受けて輸出代行をし、税関輸出通関書1枚で、合計の代理輸出商品の金額が1000万元で、代理費10万元を受け取った。

C社はD社と確認し、その商品のは実際にD社がE社の委託を受けて輸出を取り扱っている。D社はE社から代理費12万元を受け取った。E社は国内の実際の生産販売会社（国内の実際の荷主）である。納税申告は以下の通りとなる。





E 社 申告の営業収入 1000 万元

内：委託の輸出収入 1000 万元



D 社と E 社は委託代理関係にあるが、D 社は実際の通関輸出代理会社ではなく、営業収入 12 万元を申告しなければならないが、「輸出代理費収入」の欄を記入する必要はなく、「代理輸出企業受託輸出状況まとめ表」を報告する必要はない。



C 社は実際に輸出先 E 社に委託した情報を記入する義務がある。

C 社 申告の営業収入 10 万元

内：輸出代理費収入 10 万元

『代理輸出企業受託輸出状況要約表』に対応税關輸出通關單号を記入し、E 社の名称、納稅者識別番号及び対応する輸出金額 1000 万元をそれぞれ實際委託輸出先名称、實際委託輸出先納稅者識別番号（統一社會信用コード）、輸出金額欄に記入する。

本ケースでは、C 社が『代理輸出企業受託輸出状況要約表』に E 社関連輸出状況を記入していない場合、自營方式として、C 社が相應の輸出の企業所得税を負担しなければならない。

「見本」

代理出口企业受托出口情况汇总表

税款所属期间： 年 月 日至 年 月 日

代理出口企业名称：

代理出口企业纳税人识别号（统一社会信用代码）：

金额单位：人民币元(列至角分)

序号	海关出口报关单号	实际委托出口方名称	实际委托出口方纳税人识别号 (统一社会信用代码)	出口金额
合计				
经办人： 经办人身份证号： 代理机构签章： 代理机构统一社会信用代码：	受理人： 受理税务机关（章）： 受理日期： 年 月 日			

主な内容

（三）『中華人民共和国企業所得稅月（四半期）度預備納稅申告表（A類）』の最適化

納稅者が反映した意見、提案を纏まり、『中華人民共和国企業所得稅月（四半期）度事前納稅申告表（A類）』を最適化に改訂した。

- 『中華人民共和国企業所得稅月（四半期）度事前納稅申告表（A類）』（A 200000）
- 「企業所得稅要約納稅總支社所得稅配分表」（A 202000）

填报说明：

本表适用于以代理，包括以市场采购贸易、外贸综合服务等方式代理出口货物的查账征收企业在月（季）度预缴纳税申报时填报。

2 増值税の申告について

关于调整增值税纳税申报有关事项的公告

国家税务总局公告 2025 年第 2 号

为进一步提升增值税纳税申报服务和管理水平，现将增值税纳税申报有关事项公告如下：

一、税务机关为纳税人提供适用增值税征税政策的出口货物信息数据归集服务。纳税人出口适用增值税征税政策的货物，在办理增值税纳税申报时，登录全国统一规范电子税务局，完成出口货物信息数据的用途确认。从事进料加工复出口业务的纳税人在出口货物信息数据用途确认时，需要填报对应出口货物耗用的进料加工保税进口料件金额。

二、根据相关政策规定，调整《增值税及附加税费申报表（一般纳税人适用）》及其附列资料填写说明、《增值税及附加税费预缴表》及其附列资料填写说明。

三、本公告自 2025 年 2 月 1 日起施行。《国家税务总局关于增值税 消费税与附加税费申报表整合有关事项的公告》（国家税务总局公告 2021 年第 20 号）附件 2 和附件 6 同时废止。

增值税纳税申告に関する事項の公告（2025 年第 2 号）

增值税申告サービスと管理レベルをさらに向上させるために、增值税纳税申告に関する事項を以下のように公告する。

一、税務機関は納税者に增值税課税政策を適用する輸出商品の情報データ収集サービスを提供する。納税者は增值税課税政策が適用する商品を輸出し、增值税纳税申告を行う際に、**全国統一規範電子税务局**に登録し、輸出貨物情報データの用途確認を完了する。進料加工をし、再度輸出業務に従事する納税者は、輸出貨物情報データの用途確認時に、輸出に対応する**進料加工の保税輸入材料の金額**を記入しなければなりません。

二、関連政策規定に基づいて、『增值税及び付加税費申告表（一般納税者用）』及びその付記資料記入説明、『增值税及び付加税費予定納税表』及びその付記資料記入説明を調整する。

三、本公告は 2025 年 2 月 1 日から施行する。「增值税消費税と付加税申告表の統合に関する国家稅務總局の公告」（国家稅務總局公告 2021 年第 20 号）添付ファイル 2 と添付ファイル 6 は同時に廃止する。

3 個人所得税確定申告



《个人所得税综合所得汇算清缴管理办法》

国家税务总局于 2 月 26 日正式发布《个人所得税综合所得汇算清缴管理办法》

2019 年起，我国开始实施综合与分类相结合的新个人所得税制。每年年度终了后，纳税人需对上一年度取得的工资薪金、劳务报酬、稿酬、特许权使用费四项综合所得合并计税，向税务机关办理汇算清缴，结清应退或者应补税款。

2019-2023 年，税务部门每年均发布办理个人所得税综合所得汇算清缴事项的公告，明确汇算清缴内容、适用情形、办理时间、办理方式、办理渠道、申报信息等事项。在社会各界的共同支持和积极参与下，五次汇算清缴整体平稳，出台更加稳定成型的综合所得汇算清缴管理办法已具备条件。

《办法》共六章三十七条，主要包括：总则、汇算清缴准备及有关事项填报、汇算清缴办理及服务、退（补）税、管理措施及法律责任、附则

《办法》更加重视保护纳税人的合法权益，更为清晰界定汇算清缴各方权利义务关系，为汇算清缴服务管理提供了更好的法律保障。

如：要求税务机关和工作人员应当依法为个人相关涉税信息保密，并列示了纳税人合法权益受到侵犯时的法律救济渠道。

《办法》也更加注重方便纳税人详细了解汇算清缴各类事项，指引纳税人做好各项汇算清缴准备。

如：汇算清缴开始前，广大纳税人可及时在个人所得税 APP 中确认填报的联系电话、银行账户等基础信息的有效性；

通过个人所得税 APP 或者扣缴义务人查阅确认综合所得、相关扣除、已缴税额等信息的准确性；

個人所得税総合所得の確定申告方法』

国家税務総局は 2 月 26 日、「個人所得税総合所得確定申告管理弁法」を正式に公布した。

2019 年から、我が国は総合と分類を組み合わせた新しい個人所得税税制を実施し始めた。毎年の年度が終了すると、納税者は前年度に取得した給与、労務報酬、原稿料、特許権使用料の 4 つの総合所得に対して合算して税金を計算し、税務機関に対して確定申告をし、追納または税金還付の清算をしなければならない。2019 年から 2023 年にかけて、税務部門は毎年、個人所得税総合所得の確定申告を処理する公告を発表し、完納内容、適用状況、処理時間、処理方式、処理ルート、申告情報などの事項を明確に公布する。社会各界の共同支持と積極的な参加で、5 回の確定申告が穩便に実施した。より完全な総合所得の確定申告管理方法を公布することはすでに条件を備えている。

『弁法』は六章三十七条であり、主に：総則、確定申告の準備及び関連事項の記入、確定申告の処理及びサービス、還付（追納）、管理措置及び法律責任、附則を含む

『方法』は納税者の合法な権益の保護をより重視し、各当事者の権利と義務関係を明確に定義し、確定申告のサービス管理にはより良い法律保障を提供した。

例：税務機関と職員には法に基づいて個人の税金情報の秘密保持をしなければならないことを要求し、納税者の合法な権益が侵害された場合の法律救済ルートを並列に示した。

『方法』は納税者には確定申告の各事項を理解しやすくすることをさらに重視し、納税者に確定申告の準備するように指導した。

例：確定申告の前に、広範な納税者は直ちに個人所得税 APP の中で記入した連絡電話、銀行口座などの基礎情報の有効性を確認することができる。

個人所得税 APP または源泉徴収義務者による総合所得、関連控除、納税済み額などの情報の正確性を確認することができる。